

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

規則

- 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事課）…一
- 包括外部監査契約の締結……………（総務局総務部グループ経営戦略課）…一
- 都市計画事業の認可（九件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）…三
- 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく免状交付事務委託……………（環境局環境改善部環境保安課）…三
- 令和五管理年度におけるくるまぐるに係る知事管理漁獲可能量の公表……………（産業労働局農林水産部水産課）…四
- 指定納付受託者の指定……………（警視庁）…四

規則（人）

- 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………四

## 告示（公）

- 指定講習機関の指定……………五
- 当せん金付証券の発売委託……………（財務局主計部公債課）…五
- 令和五年度調理師試験の実施……………（福祉保健局健康安全部健康安全課）…六
- 当せん金付証券の発売委託（四件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…七

## 雑報

## 規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第九十三号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十八年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団」に、「公益財団法人東京都中小企業振興公社」を「公益財団法人東京都中小企業創生財団」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正

## 告示

後の東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

### ●東京都告示第三百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 契約の相手方

(一) 住所 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目十六番十

四号

(二) 氏名 山下 康彦

二 契約の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるときは一前金払とする。

### ●東京都告示第三百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第七・五・十  
五号石神井公園

三 事業施行期間  
令和五年四月三日から令和八年三月  
三十一日まで

四 事業地

練馬区石神井台一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第三百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画緑地事業第九十七号石  
神井台六丁目緑地

三 事業施行期間  
令和五年四月三日から令和七年三月  
三十一日まで

四 事業地

練馬区石神井台六丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第三百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

北区

二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業北第二・二・  
十八号神谷公園

三 事業施行期間  
令和五年四月三日から令和八年三月  
三十一日まで

四 事業地

北区神谷二丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第四百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

江東区

二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第三・三・九  
十四号大島九丁目公園

三 事業施行期間  
令和五年四月三日から令和七年三月  
三十一日まで

四 事業地

江東区大島九丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第四百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画緑地事業第三十一号丸  
子川・岡本静嘉堂緑地

三 事業施行期間  
令和五年四月三日から令和七年三月  
三十一日まで

四 事業地

世田谷区岡本二丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第四百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第八・三・二  
十六号喜多見農業公園

三 事業施行期間  
令和五年四月三日から令和六年三月  
三十一日まで

四 事業地

取用の部分

世田谷区喜多見四丁目地内  
 使用の部分  
 なし

●東京都告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 令和五年四月三日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子  
 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第百一号北鳥山七丁目緑地

三 事業施行期間 令和五年四月三日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
 世田谷区北鳥山七丁目地内

使用の部分  
 なし

●東京都告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第四・五・十  
 六号大森ふるさとの浜辺公園

三 事業施行期間 令和五年四月三日から令和七年三月三十一日まで  
 四 事業地 収用の部分  
 大田区ふるさとの浜辺公園、大森東一丁目及び大森東三丁目各地内  
 使用の部分  
 大田区大森東一丁目地内

●東京都告示第四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 令和五年四月三日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子  
 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業大田第二・三  
 ・三十四号貫船堀公園

三 事業施行期間 令和五年四月三日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
 大田区大森東三丁目、大森東四丁目及び大森東五丁目各地内  
 使用の部分  
 なし

●東京都告示第四百六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社Canael

(二) 代表者氏名 代表取締役 茂木 拓也

(三) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目十四番十三号  
 岡崎ビル八一一号室

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四〇六二号

(五) 免許年月日 令和元年十月十八日

二 処分年月日 令和五年三月二十三日

三 処分内容 業務の全部の停止十日間（令和五年四月七日から同月十六日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社セント

(二) 代表者氏名 代表取締役 小川 浩司

(三) 主たる事務所の所在地 東京都大田区蒲田五丁目十八番二号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八三四一一号

(五) 免許年月日 令和元年八月六日

二 処分年月日 令和五年三月二十三日

三 処分内容 業務の全部の停止十日間（令和五年四月七日から同月十六日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第四百七号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の

適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八條の四の二第一項に規定する免状交付事務については、次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第八條第二項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第七條第二項の規定に基づき告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会  
港区虎ノ門四丁目三番十三号

●東京都告示第四百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六條第一項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和五管理年度（令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

特定水産資源  
の名称  
知事管理区分  
知事管理漁獲可能量

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 一二・一トン

（小型魚） 漁船等漁業

同右 東京都くろまぐろ ○・五トン  
（小型魚） 定置漁業

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 一六・三トン  
（大型魚） 漁船等漁業

同右 東京都くろまぐろ ○・五トン  
（大型魚） 定置漁業

●東京都告示第四百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一條の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七條の三の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

- (一) 三井住友カード株式会社  
東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号
- (二) 株式会社ジェーシービー  
東京都港区南青山五丁目一番二十二号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）第二條第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七條第一項に規定する開示手数料及び個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第三十号）第六條第二項に規定する手数料のうち警察署及び警視庁本部所属

の収入に属するもの  
三 指定日  
令和五年四月一日

規 則（人）

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団」に、「公益財団法人東京都中小企業振興公社」を「公益財団法人東京都中小企業振興公社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の退職管理に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年四月三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団」に、「公益財団法人東京都中小企業振興公社」を「公益財団法人東京都中小企業振興公社」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第123号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第1条の規定により、令和5年4月1日付けで指定講習機関として次の者を指定したので、同規則第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月3日

東京都公安委員会  
委員長 山口 徹

記

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類
株式会社新神戸ロビー イノベーションセンター 豊島区南大塚三丁目46番3号 吉村 亮司	東京センチュリーセンター 大島町差木地字フナギ651番地	若年運転者講習

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第二千五百六十七回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚
- 三 証券金額 一枚百円
- 四 発売期間 令和五年八月二日から同月二十二日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して八千五百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千四百六十七万五千九百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千八百三十四万円

九 受託申請期限 令和五年四月十七日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他の関係通達による。

- 一 名称 第二千五百六十八回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和五年八月二日から同月二十九日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して一億四千二百五十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千三十六万九千九百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千五百四十五万円
- 九 受託申請期限 令和五年四月十七日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他の関係通達による。

<p>せん金支払手数料 千五百円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して二千五百七十五万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年四月十七日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千五百七十回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 六億円 三百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 令和五年八月三十日から同年九月十九日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して二億六千五百九十万円</p>	<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千七百七十二万円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して五千百六十六万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年四月十七日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千五百七十一回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 令和五年九月十三日から同年十一月二十日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億四千二百五十万円</p>
<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千三十四万一千八百五十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千五百四十五万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年四月十七日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千五百七十二回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 令和五年九月二十七日から同年十月十七日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して八千四百九十万円</p>	<p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千四百七十七万三千九百九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千八百三十四万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年四月十七日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>令和五年度調理師試験の実施について</p> <p>調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二</p> <p>第一項の規定により、令和五年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。</p>
<p>なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。</p> <p>令和五年四月三日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 試験実施の期日及び時間 令和五年十月二十八日（土曜日） 午後一時三十分から午後三時三十分まで</p> <p>二 試験実施の場所 東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁目八番一 号）</p> <p>三 受験資格 次に掲げる学歴及び職歴を有する者</p> <p>(一) 学歴 次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五 十七条に規定する者</p> <p>イ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）に よる国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令 （昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二 年の課程を終わった者又は調理師法施行規則（昭和 三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定に よりこれらの者と同等以上の学力があると認められ る者</p> <p>(二) 職歴 調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上 （原則週四日以上かつ一日六時間以上）調理業務に従 事した者</p>			

四 受験申込手続

令和五年五月八日(月曜日)から同年六月二日(金曜日)まで(当日消印有効)

中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル五階

五 合格発表

令和五年十二月十五日(金曜日)

六 試験手数料

六千四百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日(午前九時から午後五時まで) 公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人調理技術技能センター正会員団体、東京都福祉保健局健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日(午前九時三十分から午後六時三十分まで) 東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当 電話 〇三(三六六七) 一八一五 ホームページ <https://chouri-ggc.or.jp>

雑報

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和五年四月三日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称

発売総額及び枚数

第九百七十回全国自治宝くじ 七百二十億円 二億四千万枚

二 証券金額

発売期間

令和五年七月四日から同年八月四日まで

三 当せん金の額

委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

四 売りさばき及び当せん金支払手数料

その他の発売経費

発売額三十億円に対して二億三千四百三千九百四十円

五 受託申請期限

その他

令和五年四月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

六 名称

発売総額及び枚数

第九百七十一回全国自治宝くじ 二百十億円 七千万枚

七 証券金額

発売期間

令和五年七月四日から同年八月四日まで

八 当せん金の額

委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

九 売りさばき及び当せん金支払手数料

その他の発売経費

発売額三十億円に対して二億五千六百六千九百九十円

十 受託申請期限

その他

令和五年四月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

十一 名称

発売総額及び枚数

第九百七十二回全国自治宝くじ 二百十億円 七千万枚

十二 証券金額

発売期間

令和五年七月四日から同年八月四日まで

十三 当せん金の額

委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して一億九千九百四十四万二千五百四十円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して二億五千四百三十四万二千九百二十六円

九 受託申請期限  
 令和五年四月十七日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和五年四月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 小池 百合子  
 第九百七十二回全国自治宝くじ  
 十二億円 六百万枚  
 一枚二百円

一 名称  
 第九百七十四回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数  
 十二億円 六百万枚  
 一枚二百円

三 証券金額  
 令和五年七月十二日から同年八月一日まで  
 発売総額に対して五億七千万円

四 発売期間  
 当せん金の総額  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

五 当せん金の総額  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

六 委託対象事務の範囲  
 発売総額に対して一億二千九百九十二万八千四百円

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売総額に対して六千四百四十四万円

八 その他発売経費  
 令和五年四月十七日  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

九 受託申請期限  
 令和五年四月十七日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。



二 発売総額及び枚数 八億円 四百万枚  
 三 証券金額 一枚二百円  
 四 発売期間 令和五年八月五日から同月二十二日まで  
 五 当せん金の総額 発売総額に対して三億八千万円  
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して八千七百一十一万九千円  
 八 その他発売経費 発売総額に対して四千九十六万円  
 九 受託申請期限 令和五年四月十七日  
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第九百七十五回全国自治宝くじ  
 二 発売総額及び枚数 十二億円 四百万枚  
 三 証券金額 一枚三百円  
 四 発売期間 令和五年八月十六日から同年九月十二日まで  
 五 当せん金の総額 発売総額に対して五億五千二百万円  
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して九千九百二十八万一千六百元  
 八 その他発売経費 発売総額に対して九千九十六万円  
 九 受託申請期限 令和五年四月十七日  
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第九百七十六回全国自治宝くじ  
 二 発売総額及び枚数 十二億円 六百万枚  
 三 証券金額 一枚二百円  
 四 発売期間 令和五年八月二十三日から同年九月十九日まで  
 五 当せん金の総額 発売総額に対して五億七千万円  
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億二千二百三十三万三千元  
 八 その他発売経費 発売総額に対して六千四百四十四万円  
 九 受託申請期限 令和五年四月十七日  
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第九百七十七回全国自治宝くじ  
 二 発売総額及び枚数 八億円 四百万枚

三 証券金額 一枚二百円  
 四 発売期間 令和五年八月三十日から同年九月十九日まで  
 五 当せん金の総額 発売総額に対して三億八千万円  
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して八千五百七十八万八千八百円  
 八 その他発売経費 発売総額に対して四千九十六万円  
 九 受託申請期限 令和五年四月十七日  
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第九百八十回全国自治宝くじ  
 二 発売総額及び枚数 三十二億円 千六百万枚  
 三 証券金額 一枚二百円  
 四 発売期間 令和五年九月二十七日から同年十一月二十八日まで  
 五 当せん金の総額 発売総額に対して十五億二千万円  
 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三億二千四百二十六万二千四百円  
 八 その他発売経費 発売総額に対して一億六千三百八十四万円  
 九 受託申請期限 令和五年四月十七日  
 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和五年四月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第四十九回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)

- 一 名称  
 第五十回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)
- 二 発売総額及び枚数  
 七億五千万円 二百五十万枚  
 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として  
 五単位(五ユニット))。ただし、発売状況によ  
 り、原則発売総額の百五十パーセントを上限と  
 してユニット単位で増額する場合がある。) 一  
 枚三百円
- 三 証券金額  
 令和五年七月一日から同月三十一日まで
- 四 発売期間  
 発売総額に対して三億三千七百五十万円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 五 当せん金の総額  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務
- 六 委託対象事務の範囲  
 発売総額に対して百五十万二千二百十六円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 七 当せん金支払手数料  
 発売総額に対して一億八百八十二万五千円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 八 その他発売経費  
 令和五年四月十七日
- 九 受託申請期限  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。
- 十 その他  
 第五十回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)
- 一 名称  
 七億五千万円 二百五十万枚  
 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として  
 五単位(五ユニット))。ただし、発売状況によ  
 り、原則発売総額の百五十パーセントを上限と  
 してユニット単位で増額する場合がある。) 一  
 枚三百円
- 二 発売総額  
 令和五年七月一日から同月三十一日まで  
 発売総額に対して三億三千七百五十万円。た  
 だ

- 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務
- 七 当せん金支払手数料  
 発売総額に対して百三十九万九千六百七十円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 八 その他発売経費  
 発売総額に対して一億八百八十二万五千円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 九 受託申請期限  
 令和五年四月十七日
- 十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。
- 一 名称  
 第五十一回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)
- 二 発売総額及び枚数  
 四億円 二百万枚  
 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位  
 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原  
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ  
 ニット単位で増額する場合がある。) 一  
 枚二百円
- 三 証券金額  
 令和五年七月一日から同月三十一日まで
- 四 発売期間  
 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売  
 状況等により増減する場合がある。
- 五 当せん金の総額  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務
- 六 委託対象事務の範囲  
 発売総額に対して百六万三千五百六十八円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 七 当せん金支払手数料  
 発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、  
 発売状況等により増減する場合がある。
- 八 その他発売経費  
 令和五年四月十七日
- 九 受託申請期限  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。
- 十 その他  
 第五十二回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)
- 一 名称  
 四億円 二百万枚  
 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位  
 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原  
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ  
 ニット単位で増額する場合がある。) 一  
 枚二百円
- 二 発売総額  
 令和五年七月一日から同月三十一日まで  
 発売総額に対して三億三千七百五十万円。た  
 だ

- 三 証券金額  
 令和五年七月一日から同月三十一日まで
- 四 発売期間  
 発売総額に対して三億三千七百五十万円。た  
 だ
- 五 当せん金の総額  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務
- 六 委託対象事務の範囲  
 発売総額に対して百五十万二千二百十六円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 七 当せん金支払手数料  
 発売総額に対して一億八百八十二万五千円。た  
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 八 その他発売経費  
 令和五年四月十七日
- 九 受託申請期限  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。
- 十 その他  
 第五十回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)
- 一 名称  
 七億五千万円 二百五十万枚  
 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として  
 五単位(五ユニット))。ただし、発売状況によ  
 り、原則発売総額の百五十パーセントを上限と  
 してユニット単位で増額する場合がある。) 一  
 枚三百円
- 二 発売総額  
 令和五年七月一日から同月三十一日まで  
 発売総額に対して三億三千七百五十万円。た  
 だ

四	発売期間	令和五年七月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百十万二千二百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和五年四月十七日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他	
一	名称	第五十三回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚百円
三	証券金額	令和五年七月一日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して九千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百四十一万六千九百七十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二千九百七十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和五年四月十七日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他	

一	名称	当せん金付証券の発売委託について 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。 令和五年四月三日
二	発売総額及び枚数	全国都道府県知事の名において 全国自治宝くじ事務協議会 会長 東京都知事 小池 百合子 第五十四回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン) 七億五千万円 二百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚三百円
三	証券金額	令和五年八月一日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百三十九万九千六百七十七円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して一億八百八十二万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和五年四月十七日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他	
一	名称	第五十五回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 百五十万枚 (二億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚五百円
三	証券金額	令和五年八月一日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただ
五	当せん金の総額	

六	委託対象事務の範囲	し、発売状況等により増減する場合がある。当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して九十五万八千六百八十九円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億一千三百三十二万五千元。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年四月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第五十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和五年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百十万二千二百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年四月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第五十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円

四	発売期間	令和五年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六万二千六百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年四月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第五十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和五年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して九千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百四十八万九千三十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して二千九百七十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年四月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第五十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限と

三	証券金額	してユニット単位で増額する場合がある。 一枚三百円
四	発売期間	令和五年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百五十万二千百十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億八百八十二万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年四月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第六十回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。 一枚三百円
三	証券金額	令和五年九月一日から同月三十日まで
四	発売期間	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百三十九万九千六百七十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して一億八百八十二万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和五年四月十七日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他	
一	名称	第六十一回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位

三	証券金額	(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。 一枚二百円
四	発売期間	令和五年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十二万二百六十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年四月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第六十三回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)

- 二 発売総額及び枚数
- 三 証票金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の総額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

二億円 二百万枚  
 (一億円を一単位(ユニット)として二単位(ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚百円  
 令和五年九月一日から同月三十日まで  
 発売総額に対して九千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 発売総額に対して百四十三万二千四百二十円。  
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して二千九百七十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

令和五年四月十七日  
 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

